

介護福祉士を目指す方へ

福岡県福祉系高校修学資金貸付のご案内

福岡県福祉系高校修学資金とは

福祉系高校に在学し、卒業後、介護福祉士として福岡県内において介護の業務に従事しようとする生徒に対し、資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するものです。

貸付内容

対 象 者 及び条件	次に掲げる要件をすべて満たす方 1 福祉系高校に在学し、卒業後 ^{※1} 、1年以内に介護福祉士として県内において介護職員等 ^{※2} の業務に従事しようとする方 2 福祉系高校の長から推薦を受けた方
貸 付 額	1 修学準備金（入学金を除く） 3万円以内（入学時に限る） 2 介護実習費 年額3万円以内 3 国家試験受験対策費用 年額4万円以内 4 就職準備金 20万円以内（卒業した翌年度に就職する意思がある場合に限る）
貸付利子	無利子

※1 大学や短大、専門学校等に進学した場合は、大学等を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録や介護職員等の業務に従事する必要があります。

※2 「介護職員等」とは、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である職員です（相談業務・施設長業務は含まない）。

返還が免除となる要件

次の場合、貸付を受けた福祉系高校修学資金の返還の債務を免除します。

- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において、介護職員等として従事し、3年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- 介護職員等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき（審査があります）。

※ 免除となるまでの間、現況届の提出等、所定の届出が必要となります。

返還

返還が必要 となる場合	1 退学等により貸付契約が解除されたとき。 2 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内において、介護職員等の業務に従事しなかったとき。 3 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
返還期間	上記事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた月数の2倍の期間以内（一回払いまたは半年賦、月賦）
延滞利子	正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

申請時期

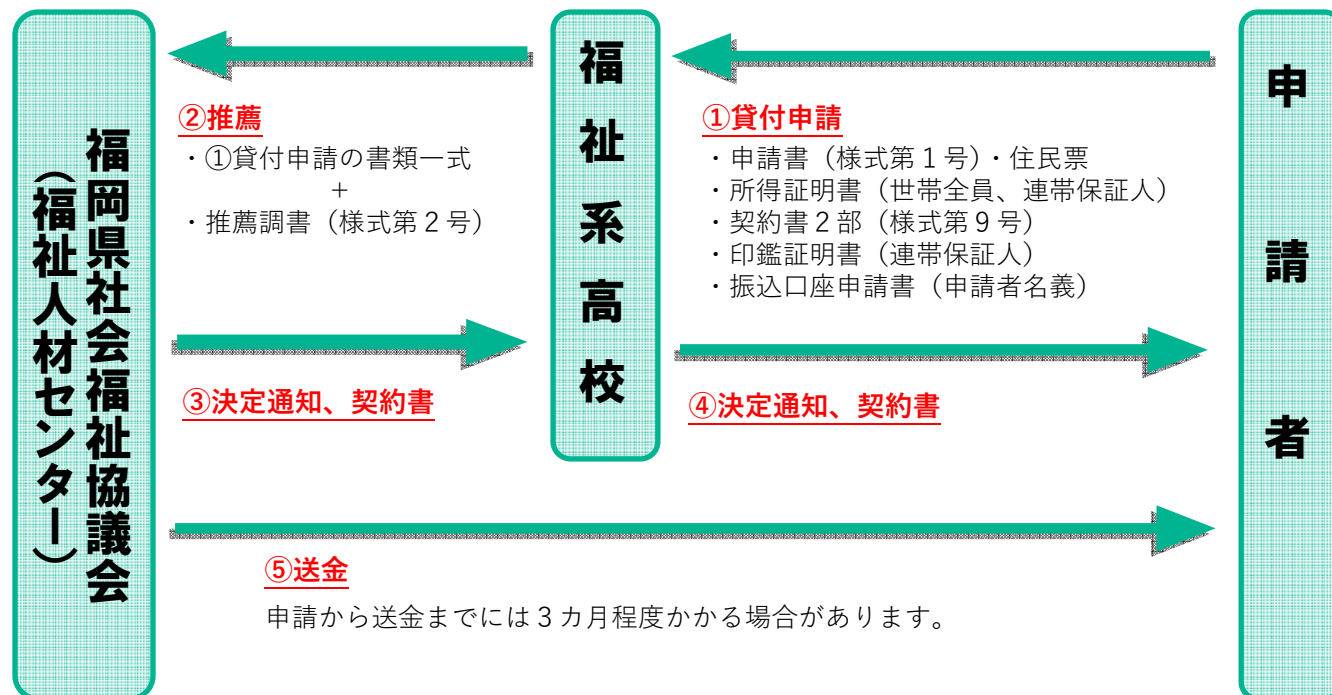
- ・ 毎年4月。(在学する福祉系高校を通じて申請してください。)
- ・ ただし、令和3年度の貸付申請は、令和4年1月。(在学する福祉系高校を通じて申請してください。令和3年4月1日時点で「貸付内容」の「対象者及び条件」に該当する方が対象となります。)

申請に必要な書類

提出書類名	備考
貸付申請書 (様式 第1号)	<u>住民票</u> 、 <u>所得証明書</u> を添付
推薦調書 (様式 第2号)	在学する福祉系高校の長の押印が必要です。
貸借契約書 2部 (様式 第9号)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)のうえ、1部のみ収入印紙を貼付すること。 <u>連帯保証人の印鑑証明書(1部)</u> を添付
振込口座申請書	<u>預金通帳(口座名義、口座番号が確認できるもの)の写し</u> を添付

※申請書類様式は、在学する福祉系高校からお取り寄せください。

貸付申請書類・手続等の流れ



貸付申請・問合せ先

福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL 092-915-7055 / FAX 092-584-3319

<http://www.fuku-shakyo.jp/>